

総税企第59号
令和7年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長 殿
各指定都市市長
各指定都市議会議長

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）は令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和7年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税の特定親族特別控除を創設することとした。
- (2) 軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しを行うこととした。
- (3) 地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度を創設することとした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第一 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 令和8年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行48万円以下）とすることとした（法23④Ⅶ、Ⅸ）。
- (2) 令和8年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除することとした（法34④Ⅻ）。

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- (3) 非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して課する道府県民税の所得割について、国税における諸制度の取扱いを

- 踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法附則 3 の 2 の 3 ③Ⅲ）。
- (4) 令和 8 年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を 5 8 万円以下（現行 4 8 万円以下）とすることとした（令 7 の 2 の 2 ②）。
 - (5) 二以上の納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の納税義務者の特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとした（令 7 の 3 の 4、令 7 の 3 の 5）。
 - (6) 令和 8 年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を 5 8 万円以下（現行 4 8 万円以下）とすることとした（令 7 の 1 3 ①）。
 - (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないこととした（法 2 3 ①Ⅳ）。
 - (8) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした（法 2 4 ⑤）。
 - (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした（旧法附則 8 ⑫）。
 - (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした（旧法附則 8 ⑬）。
 - (11) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで延長することとした（法附則 8 の 2 の 2 ①④）。

2 事業税

- (1) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う事業について、非課税措置を講ずることとした（法 7 2 の 4 ①Ⅳ）。
- (2) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした（法 7 2 の 5 ①Ⅷ）。
- (3) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払賃借料の算定について、法人が賃借権等の対価として、その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の事業年度において支払うこととされている金額を支払賃借料とす

る等所要の措置を講ずることとした（法72の17、令20の2の10、20の2の11）。

- (4) 道府県知事が法人の事業税の賦課徴収について閲覧等を請求する法人税に関する関係書類の範囲に、事業税の納税義務者との間に一定の完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を加えることとした（法72の49の2）。
- (5) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした（法附則9⑩）。
- (6) 一般送配電事業者又は配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額（以下「賠償負担金相当金額等」という。）を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和12年3月31日まで延長することとした（法附則9⑫）。
- (7) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の事業税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした（法附則9の2の2①）。
- (8) 付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる純支払利子の算定について、資産の賃貸借でリース取引以外のものに係る支払利子の額を各事業年度の支払利子の額から除くこととする等所要の措置を講ずることとした（令20の2の5①）。
- (9) 持株会社（当該会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する子会社の株式等の帳簿価額が、総資産のうちに占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。）の資本割の課税標準となる資本金等の額の算定について、資産の賃貸借でリース取引以外のもの目的となる資産の金額を当該持株会社に係る総資産の帳簿価額から控除する措置を講ずることとした（令20の2の23Ⅱ）。

3 地方消費税

外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直しに伴い、税務署長又は税関長が即時徴収する消費税の額を課税標準として地方消費税を課する

場合に関する規定について、所要の措置を講ずることとした（令 35 の 6 I II）。

4 不動産取得税

- (1) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児等通園支援事業の用に供する不動産を追加することとした（令 36 の 10 ②VI、則 7 の 3 の 4 ①）。
- (2) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ①）。
 - イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ③）。
 - ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ①）。
 - エ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ③）。
 - オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ④）。
 - カ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑤）。
 - キ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑥）。
 - ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑨）。
 - ケ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合

- 理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。
- コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11⑪）。
- サ 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11⑬）。
- シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。
- ス 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11の4②）。
- セ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限り。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則11の4④）。
- (3) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則11⑫、令附則7⑰Ⅱ、⑳Ⅰ）。
- ア 特定特例事業者等に係る不動産特定共同事業契約について、新築又は増築等の着手要件を土地又は家屋の取得後3年以内（現行2年以内）とすること。
- イ 特定特例事業者等が取得する建替えが必要な家屋の要件を、新築された日から起算して15年（現行10年）を経過した家屋とすること。
- (4) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則11⑭、旧則附則3の2の22）。

5 道府県たばこ税

加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税標準について、国のたばこ税における見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

ア 令和8年4月1日以後に売渡し又は消費等が行われた加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税標準について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によること（法附則12の2①、令附則9の4、則附則4の2、4の3）。

① 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

② ①に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

イ ア②に掲げる加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、ア②ただし書は適用しないこと（法附則12の2②、令附則10）。

① ア①に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

② ア②に掲げる加熱式たばこ（製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

ウ ア及びイの見直しに伴い、令和8年4月1日から同年9月30日までの間における加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税標準は、現行の紙巻たばこの本数に換算した課税標準並びにア及びイの見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに0.5を乗じて計算した本数の合計数とすること（改正法附則5②、改正令附則5）。

6 軽油引取税

(1) 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとした（法144の3①）。

(2) 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互

のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。以下同じ。)に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊(以下「締約国軍隊」という。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとした(法144の3⑤、144の6の2、144の32⑨、令43の4の2)。

- (3) 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとした(法附則12の2の7①Ⅱ⑦、令附則10の2の2②)。
- (4) 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。以下「特例対象事業者」という。)のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないものとした(法附則12の2の7⑨)。
- (5) 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。)には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずることとした(法附則12の2の7の2①～⑩、則附則4の8の2①～⑧)。

7 自動車税

- (1) 締約国軍隊が所有する自動車のうち公用に供するものに係る自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとした(法148③、令44の2の2)。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の非課税措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の10)。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営む者がその事業の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の13①)。
- (4) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の13②)。

- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の13③）。
- (6) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が3.5tを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の13④、則附則4の11⑧～⑫）。

第二 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 令和8年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行48万円以下）とすることとした（法292①Ⅶ、Ⅸ）。
- (2) 令和8年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除することとした（法314の2①Ⅺ）。

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- (3) 非課税承認の取消しにより公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者に対して課する市町村民税の所得割について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（附則3の2の3③Ⅲ）。
- (4) 令和8年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、ひとり親が有する生計を一にする子に係る前年の総所得金額等の要件を58万円以下（現行48万円以下）とすることとした（令46の2の2②）。
- (5) 二以上の納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の納税義務者の特定親族に該当する者がいずれの納税義務者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとした（令46の4、令46の5）。

- (6) 令和8年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、雑損控除の適用を認められる親族に係る前年の総所得金額等の要件を58万円以下（現行48万円以下）とすることとした（令48の6①）。
- (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないこととすることとした（法292①IV）。
- (8) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とすることとした（法294⑦）。
- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした（旧法附則8⑫）。
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした（旧法附則8⑬）。
- (11) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、その適用期限を令和10年3月31日まで延長することとした（法附則8の2の2①④）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 鉄道事業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に既設の鉄軌道に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の2（当該償却資産のうち一定の鉄道事業者が取得したものにあっては、4分の3）の額とすることとした（法附則15⑮、則附則6⑩）。
- (2) 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から4年度間は固定資産税額及び都市計画税額の2分の1に相当する額を減額することとした（法附則16の2⑩、令附則12の4⑪～⑭⑱、則附則7の3⑩⑪）。
- (3) 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合

の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から4年度間はその価格の2分の1の額とすることとした（法附則16の2⑪、令附則12の4⑮～⑰）。

- (4) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の認定を受けた者が設置する一定の廃棄物処理施設を加えることとした（法附則15②、則附則6⑱）。
- (5) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、又は改良された同法に規定する一定の協定特定港湾施設とした上、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和11年3月31日までとすることとした（法附則15⑲、令附則11⑳、則附則6㉑㉒）。
- (6) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則15㉓、令附則11㉔～㉖、則附則6㉗～㉙）。
- ア 対象を租税特別措置法に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をした機械装置等とすること。
- イ 対象となる機械装置等のうち雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得をしたものにあつては、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の4分の1の額とすること。
- (7) 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該マンションが当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした上、その対象資産の修繕等に係る期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則15の9の3、令附則12㉚～㉜、則附則7㉝～㉟）。
- (8) 令和2年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和2年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都

市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和8年度まで延長することとした(法附則16の2①～⑨、令附則12の4①～⑩、則附則7の3①～⑨)。

(9) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に乳児等通園支援事業の用に供する固定資産を追加することとした(令49の15②IX、則10の7の3⑪)。

(10) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和9年3月31日まで延長すること(法附則14②)。

イ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること(法附則15⑩)。

ウ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること(法附則15⑪)。

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和12年3月31日まで延長すること(法附則15⑬)。

オ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業により取得した一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること(法附則15⑮)。

カ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること(法附則15⑰)。

キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和8年

度まで延長すること（法附則15⑱）。

ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15⑲）。

ケ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15⑳）。

コ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。

サ 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

シ 一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を令和10年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。

ス 特定所有者不明土地について土地使用权を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用权の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。

セ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉕）。

ソ 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した

当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15⑳）。

タ 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が取得し、かつ、当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。

チ 特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その貯留機能保全区域の指定期限を令和10年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

ツ 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。

テ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15の8①）。

ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15の8②）。

ナ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。

(11) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その新造車両に係る新造期限又は改良車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和9年3月31日まで延長すること。（法附則15㉔、則附則6④）

① 小規模な鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合にあつては課税標準をその価格の4分の3（現行3分の2）の額とすること。

② 小規模な鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が取得する改良車両の適用要

件に一定の環境性能要件を加えること。

イ 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の取得価額の要件を3億円以上（現行1億5千万円以上）とした上、その対象資産の取得期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15⑦、令附則11⑨）。

ウ 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地の要件に緑地の量的拡充又は質的向上に資する一定の要件に該当することについて証明されたものであることを加えた上、その設置期限を令和9年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、令附則11㉞、則附則11㉟～㊱）。

(12) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉟、旧令附則11㉟）

イ 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成28年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧法16の2①～⑨、旧令附則12の4①～⑩⑬、旧則附則7の3①～⑨）

ウ 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧法附則16の2⑩、旧令附則12の4⑪～⑮、旧則附則7の3⑩⑭）

エ 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成30年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置（旧法附則16の3①～⑨、旧令附則12の5①～⑩、旧則附則7の4①～⑨）

オ 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置（旧法附則16の3

⑩、旧令附則 12 の 5 ⑪～⑭⑱、旧則附則 7 の 4 ⑩⑪)

カ 平成 30 年 7 月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 16 の 3 ⑪、旧令附則 7 の 4 ⑮～⑰)

3 軽自動車税

- (1) 締約国軍隊が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに係る軽自動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定を政令で定めるものとした（法 445 ③、令 52 の 19 の 2）。
- (2) 二輪の原動機付自転車のうち総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものに係る種別割の標準税率を年額 2 千円とすることとした（法 463 の 15 ① I、則 15 の 15）。

4 市町村たばこ税

加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準について、国のたばこ税における見直しに伴い、次の措置を講ずることとした。

ア 令和 8 年 4 月 1 日以後に売渡し又は消費等が行われた加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によること（法附則 30 の 3 ①、令附則 15 の 2 の 6、則附則 8 の 4 の 2、8 の 4 の 3）。

- ① 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法
- ② ①に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

イ ア②に掲げる加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、ア②ただし書は適用しないこと（法附則 30 の 3 ②、令附則 15 の 2 の 7）。

- ① ア①に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- ② ア②に掲げる加熱式たばこ（製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの
- ウ ア及びイの見直しに伴い、令和8年4月1日から同年9月30日までの間における加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準は、現行の紙巻たばこの本数に換算した課税標準並びにア及びイの見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに0.5を乗じて計算した本数の合計数とすること（改正法附則11②、改正令附則8）。

5 事業所税

- (1) マンション再生組合、マンション等除却組合及びマンション除却組合について、収益事業課税とする特例措置を講ずることとした（法701の34②）。
- (2) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした（法附則33①～④）。
- (3) 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものに対する課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則33⑥、旧令附則16の2の10②③、旧則附則12の3④）。
- (4) 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、対象に乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした（令56の26の5）。

6 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を66万円（改正前65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（改正前24万円）に引き上げることとした（令56の88の2①②）。
- (2) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30万5千円（改正前29万5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（改正前54万5千円）に引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。

第三 その他

1 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係手続

- (1) 地方税関係法令に基づき地方団体の長が他の行政機関の長以外の者に対して行う次の地方税関係通知（これらに附属する通知を含む。）により当該者に通知した事項について、当該者の申出がある場合には、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する方法により、当該者に提供することができることとする等の措置を講ずることとした（法747の5の2、則24の40の2）。

ア 自動車税種別割の納税通知書

イ 固定資産税又は都市計画税の納税通知書、課税明細書及び更正決定通知書

ウ 軽自動車税種別割の納税通知書

- (2) (1)の措置は、令和9年4月1日以後に行われた地方税関係通知（同日から令和10年3月31日までの間に行われたものにあつては、法人に対して行われたものに限る。）を受けた者が申出をした場合について適用することとした（改正法附則14）。

- 2 2027年国際園芸博覧会の開催に伴い、2027年国際園芸博覧会の参加国等、参加国等の代表等、参加者、博覧会協会等に対する税制上の所要の措置を講ずることとした（法附則78、令附則40、則附則30）。

三 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の改正に関する事項

令和6年改正法において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の経過措置について、二の第一の2(7)に伴い、税額控除の順序を定める等所要の措置を講ずることとした（令和6年改正法附則8③④）。

四 国有資産等所在市町村交付金法施行令の改正に関する事項

国又は地方公共団体が博覧会協会に無償で貸し付け、又は使用させている土地で、2027年国際園芸博覧会の会場内において当該博覧会の用に供するもの又は当該博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供するものについて、市町村交付金の交付対象から除外することとした（交付金令附則⑨）。

五 特記事項（令和7年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

- 1 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のよう
に、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
 - (1) 地方税共同機構が管理するeLTAxについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があ

り、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日改定)において、eL TAXについては、必要なセキュリティ対策を講じた上で、LG WANを経由してマイナンバー利用事務系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されていることから、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、各地方団体の基幹税務システム等とeL TAXとの双方向のデータ移送に積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)を踏まえ、適切に対応すること。

- (2) eL TAXを通じた申告・申請等手続については、地方法人二税や固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。加えて、令和4年度税制改正により、地方税法令上は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請等手続について、eL TAXを利用して行うことが可能となった。これを受け、実務的な準備が整ったものから順次、eL TAXでの対応を拡大しており、令和6年10月に軽油引取税、令和7年1月に固定資産税(大臣(知事)配分資産)の申告の手続も対象に追加された。また、同年12月には、個人住民税の申告の手続についても対象に加えられ、これにより、地方税法令に基づく申告・申請等手続については、基本的に全て電子的に行うことが可能となる予定である。各地方団体においては、引き続き、必要な準備を確実に進めていただき、電子申告等を活用した業務の効率化を進めるとともに、eL TAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

なお、令和9年より、給与支払報告書の電子的提出義務化の対象が源泉徴収票30枚以上に引き下げられること、また、(1)のとおり、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書を提出した場合には税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなされることを踏まえ、より一層、eL TAXの利用による給与支払報告書の電子的提出の推進に取り組んでいただきたいこと。

- (3) eL TAXを通じた納付手続については、地方税共通納税システムにより、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となっている。同シ

システムについては、令和5年度の地方税統一QRコード（eL-QR）の導入により、同年度の払込件数（eL-TAXから地方団体への払込件数）は約8,193万件（前年度比約5.7倍）、納付金額は、約12兆円（前年度比約1.7倍）と大幅に増加した。

他方で、税目別に見ると、法人二税等の一部の税目については、従来からの納付手段である窓口納付等が多くを占めていることから、(5)のキャッシュレス納付の推進に向けた取組に合わせて電子納税の推進を図っていただきたいこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax及びeL-TAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

- (4) eL-QRの活用については、納税者はもとより、金融機関や地方団体にとってもメリットが大きいものであることから、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されていることを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則当該QRコードの印字を行っていただきたいこと。その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。

具体的には、個人住民税（普通徴収）・国民健康保険税は、多くの団体で対応が進んでおり、未対応の団体は早期にeL-QRの活用を検討いただきたいこと。また、現在未対応の市町村が多い個人住民税（特別徴収）の督促分、法人市町村住民税・事業所税の督促分等についても、積極的な検討をお願いしたいこと。

さらに、当該QRコードの印字においては、基幹システムの開発事業者とも調整の上、格納値は適切な設定・確認を徹底するとともに、エラー発生時の対応を含め、「地方税統一QRコード（eL-QR）の取扱いに関する手引（1.0版）」（令和7年3月地方税統一QRコードの活用に係る検討会）を参照いただき、適切な取扱いに努めること。

- (5) キャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト縮減に資するものである。

「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において「令和7年（2025年）6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」とされている。

地方税の納付においては、令和5年度のキャッシュレス納付比率（件数ベース）は42.0%（道府県税：24.5%、市町村税：44.0%）と4割を超えた

ところである。

(注) 令和5年度よりキャッシュレス納付比率に金融機関が提供するインターネットバンキング等のサービスによる納付を含めて算出している。

他方で、税目別に見ると、(3)のとおり、法人二税等の一部の税目については、従来からの納付手段である窓口納付等が多くを占めていることから、今後とも、キャッシュレス納付の推進に取り組んでいただきたいこと。

令和6年5月30日には、国税庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、金融業界団体等と共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、国税・地方税におけるキャッシュレス納付の一層の普及に向け、共同で推進していくこととしており、これに合わせ、次の取組を進めていただきたいこと。

ア 地方税の納付件数の大半を占める賦課課税税目（普通徴収）及び申告税目等も含めた督促分については、e L-Q Rを活用したスマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付の利用促進に取り組んでいただくとともに、改めて、従来からの口座振替の活用促進に重点的に取り組むこと。

イ 法人二税及び個人住民税（特別徴収）については、e L T A Xダイレクト納付の利用促進に取り組むこと。

ウ こうした取組に当たっては、都道府県、市区町村、税務署、金融機関等が連携して取組を進めることが有効と考えられるため、連携体制の整備を併せて進めること。

- (6) 地方税関係通知については、二第三1(1)のとおり、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。）及び納付書等のこれに附随する通知について、納税者からの求めに応じて、地方団体がe L T A Xを経由して電子的に副本を送付することを可能とすることとしている。今後、準備に必要な情報提供を行う予定であり、各地方団体においては、ご留意いただきたいこと。

なお、課税明細書等について、e L T A X経由での送付が導入されるまでの間、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供を納税者から求められた場合には、各地方団体においては、当該データを提供することについて、引き続き、積極的に検討いただきたいこと。

- (7) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7

年度までに各地方公共団体が当該システムに移行することを目指すこととされているため、各地方団体においては、その準備を進めていただきたいこと。

基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理）については、「税務システム標準仕様書【第4. 1版】」を令和7年3月31日に公表したところである。毎年の税制改正の内容等を本仕様書に反映させることは、「政策上必要と判断される」（「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（令和5年10月27日デジタル庁））ことから、今後も改定を行う予定であること。

なお、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、移行の難易度が極めて高いシステムに加え、事業者のリソース逼迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについて、「特定移行支援システム」として、概ね5年以内に移行できるよう国として積極的に支援することとされたこと。

- (8) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子的通知については、特別徴収義務者が申出をしたときは、全て電子で通知するよう対応いただきたいこと。

特に、納税義務者用について、申出があった特別徴収義務者に対して、一部または全部を書面で送付した事例が散見されており、このような対応は特別徴収義務者の事務負担の増加にもつながることから、早急に改善いただきたいこと。

各地方団体においては、さらなる普及に向けて周知広報等の取り組みを行っていただくとともに、特別徴収義務者として給与システム等の改修の準備を進めるなど、積極的に電子的通知に係る体制を整えていただきたいこと。

- (9) 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (10) 個人住民税において扶養控除等を公正に適用するための新たな情報連携の仕組みについて、実装開始時期を令和8年度とし、データ標準レイアウトを令和7年3月14日に公開していることから、基幹税務システムの改修を確実に進めるなど関係機関等と適切に調整を進めていただきたいこと。

また、当該情報連携の仕組みの導入後においては、被扶養者のマイナンバーを把握し、被扶養者の情報を自治体中間サーバーに10月頃を目途に副本登録することとなるため、適宜運用を見直す等、適切に対応いただきたいこと。

なお、上記に係るシステムの改修に要する経費については、令和7年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (11) 令和5年度税制改正において、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行われ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされていること。

詳細について、国税庁との調整結果（国税へのデータ連携の仕組み及び連携スケジュール等）は別途、情報提供を予定していること。

- (12) e L T A X次期更改（令和8年9月予定）にあわせて、サービス提供時間の拡大等による納税者等の利便性の向上及び国税・地方税情報連携の拡充等による地方団体の事務負担の軽減に向けた機能改善を行うこととしている。令和7年1月に地方税共同機構から提示された見積参考資料（1.1版）に基づき、地方団体においても必要なシステム改修等の準備を進めていただきたいこと。

なお、各地方団体の基幹税務システムに係る運用経費等については、令和7年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、地方税共同機構の負担金については、同機構が地方税務手続の全国統一的なデジタル化に果たす役割が拡大していることから、各地方団体において、必要な予算措置を講じていただきたいこと。

なお、地方税共同機構の負担金に要する経費についても、令和7年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- (13) 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、このうち、各種照会様式については「税務システム標準仕様書【第4.1版】」にも定められているところであるため、これら統一様式の使用について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (14) 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直

し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」こととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

2 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

(1) マイナンバーの紐付け・副本登録の徹底

令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、令和6年8月に実施したフォローアップ調査結果では、住民登録外課税者について、一律でマイナンバー紐付けの対象外としている団体や、給与支払報告書等にマイナンバーの記載がある者のみをマイナンバーの紐付けの対象としているものの、給与支払報告書等の不備に対し補正を求めている団体が存在しているが、このような対応は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】」（令和6年5月22日付けデジタル庁。以下「デジタル庁ガイドライン」という。）の内容に即した対応とは言い難いこと。

このため、住民登録外課税者について、マイナンバーと課税情報を適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに特定個人情報の副本データベースを登録することや、特別徴収義務者等に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行うことなど、「個人住民税の住民登録外課税者に係る課税情報とマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について」（令和6年3月25日付け総税市第29号自治税務局長通知）の趣旨を踏まえ、早急に対応していただきたいこと。

なお、各市区町村の紐付け及び副本登録の実施状況については、今後もフォローアップを予定していること。

(2) 個人住民税に係るマイナンバー情報総点検終了後の取組

デジタル庁ガイドラインにおいては、令和5年度に実施されたマイナンバー情報総点検終了後の取組として、マイナンバーとの紐付けが既に行われている住民登録外課税者の課税情報についても、デジタル庁ガイドライン発出日から1年程度（令和7年5月頃）を目安に紐づけ誤りがないかの確認を完了することが推奨されていること。

このため、デジタル庁ガイドラインの趣旨を踏まえ、業務の繁忙等にも留意しつつ、令和7年5月までの完了を目指し、計画的に確認作業を実施していただきたいこと。

なお、各市区町村の確認作業に関する進捗状況については、今後もフォローアップを予定していること。

(3) 個人住民税以外の地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な

課税に資するものであることから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等との積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワークにより照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。なお、詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」（令和6年4月1日付け総税固第27号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付け状況に関する調査結果及び取組事例について」（令和7年3月19日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知）において周知しているところであること。

(4) マイナンバー情報連携の更なる活用

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」（令和6年5月15日）を受けて発出された「地方税に関する事務におけるマイナンバー情報連携の更なる活用について」（令和7年1月31日付け企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長通知）で周知のとおり、マイナンバー情報連携が可能な事務手続については、マイナンバー情報連携を活用した事務処理を改めて検討いただきたいこと。特に、個人住民税の配偶者控除等、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の障害者減免に係る事務、地方税の還付に係る事務については、積極的に活用いただきたいこと。

また、デジタル庁より発出の「会計検査院の報告を踏まえたマイナンバー情報連携実態調査（報告書）」（令和7年1月17日）も参照されたいこと。

(5) 入力業務等の委託

地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団

体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)の内容に留意し、

ア 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。

イ 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。

ウ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

- 3 地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知(以下「登記済通知」という。)及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知(以下「評価額通知」という。)については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。

受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」(平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」(令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知)等を参照いただきたいこと。

また、「税務システム標準仕様書【第4.1版】」(令和7年3月31日公表)において、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込める機能及び評価額通知による通知項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須機能】として定めているため、登記済通知及び評価額通知の際には、それらの機能を積極的に利用されたいこと。

なお、市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、当初予定から1年延期となり、令和9年9月からeLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

4 適格請求書等保存方式への対応等

(1) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア 地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

この点、現時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様である Peppol（ペポル）をベースとしたインボイス（Peppole-invoice）の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

なお、現在、民間のサービスプロバイダーにより Peppole-invoice 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム（GEPs）等による Peppole-invoice の受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

（注）日本における Peppole-invoice の標準仕様は、日本の Peppol Authority（管理局）であるデジタル庁が開発・公表している。

イ インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q&A」（令和6年12月26日版）を参照いただきたいこと。

ウ インボイス制度について、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成する広報素材（リーフレット等）を事業者が参集するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

エ 新たに課税事業者となった事業者等からの申告や納税に関する各種相談に

については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進するなど、積極的な相談対応について、国税庁、税務署に協力いただきたいこと。

(2) その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

5 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票については、これをゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならないとされているところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革が求められていることを踏まえ、各地方団体においては、納税者（ゴルフ場利用者）の利便性向上に資するため、当該ゴルフ場での証票の掲示に加え、その記載事項を一覧にして地方団体のホームページにおいて掲載するなど、インターネットを活用した特別徴収義務者に係る情報の公表に積極的に取り組んでいただきたいこと。

6 法定外税の創設に関する留意事項等については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日付け総税企第179号総務省自治税務局長通知）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日付け総税企第73号総務省自治税務局企画課長通知）で通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応いただきたいこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮いただきたいこと。

7 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者

に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

8 ふるさと納税

(1) 地場産品基準等への適合

ふるさと納税指定制度下においては、毎年7月中に申出を行う際に提出する様式に、次の指定対象期間において提供予定の返礼品について全て記載することとしているが、当該申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認するとともに、指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、あらかじめ、都道府県を通じて総務省に提出すること。

その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和6年7月16日付け総税市第71号総務省自治税務局市町村税課長通知）、「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和6年9月26日付け総税市第95号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、総務省への照会を行う等、適切に対応すること。

なお、地場産品基準等については、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点から、必要に応じ、関係者に対する意見聴取等を行いながら、制度の見直しを実施していくこととしており、令和7年度においても検討を行っていく予定であること。

(2) 令和6年6月の指定基準の見直しに係る対応

返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

特に、令和6年6月の募集適正基準の見直しにより、ふるさと納税の募集に関し各地方団体と契約関係にある事業者や返礼品取扱事業者が行う返礼品等を強

調した宣伝広告についても禁止されていることを明確化しており、今後とも自団体で直接行うもののみならず、契約関係にある事業者や返礼品取扱事業者が行うものを含め、返礼品等を強調した宣伝広告に該当しないか随時確認を行うこと。

また、ポータルサイト運営事業者等によるポイント付与率に係る競争が過熱化することは、制度本来の趣旨を踏まえ、寄附の募集のあり方として適正なものとはいえず、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点から、令和7年10月以降、地方団体が、ポイント等を付与するポータルサイト等を通じて寄附を募集することを禁止することとしており、それまでの間に事業者等との契約内容を見直すなど、必要な対応を行うこと。

(3) その他

ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、納税者から幅広く共感を得られるよう、ふるさと納税の募集にあたって、その用途について工夫を凝らすとともに、実際に寄附金を活用した事業やその成果の積極的な公表に努めること。

また、令和6年10月から令和7年9月までの指定対象期間で募集費用が寄附金受領額の5割を超過した地方団体については、令和7年10月1日から開始する指定対象期間において、指定の対象とならない又は指定取消しの対象となり得るため、募集費用の適正な運用・管理に努めること。

ワンストップ特例申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されており、オンライン申請は、寄附者及び地方団体の双方の事務負担の軽減につながると考えられることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- 9 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであるが、先般、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことを踏まえ、各地方団体においては、内閣府において講じられる制度改善策に則り、寄附活用事業の適正な執行に留意しつつ、引き続き積極的な取組を進めていただきたいこと。

10 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税について、令和6年6月から課税が開始されたことから、引き続き適正に事務処理を行う必要があること。

なお、森林環境税の市町村・都道府県・国間の払込額について誤りがあったことから、特に払込事務など個人住民税均等割とは異なる事務となるものについて、その適正な取扱いについて留意すること。

また、森林環境譲与税の活用等について、課税開始に伴い社会の関心が高まっていることも踏まえ、森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、

基金へ積み立てる場合等についても、その実施計画を公表するなど、住民に対する説明を十分に行っていただきたいこと。

- 11 屋外分煙施設等の整備の促進については、「健康増進法」(平成14年法律第103号)において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和7年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園等の場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費及び民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について特別交付税措置を講じるとともに、各地方団体において整備を進める上で参考としていただくため、「分煙施設の整備に当たっての留意点等について」(令和7年3月24日付け総税市第24号総務省自治税務局市町村税課長通知)を发出したところであり、これらも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

なお、今後も、各地方団体の整備方針や実施状況等に関する調査を定期的に行う予定であること。

- 12 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

なお、令和6年11月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」において、特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び機能維持増進事業について、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度が創設され、この場合、当該土地の買入れ等に要する費用について、都市計画税を充てることができるものとなったこと。

- 13 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- 14 近年、大規模な災害が相次いで発生しているところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたい

いこと。

15 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

16 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてe L-Q Rを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

なお、上記1(4)のとおり、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則e L-Q Rの印字を行っていただけるよう、各地方団体において必要な準備を確実に進めていただきたいこと。

17 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。特に、財産調査や搜索等の実施に当たっては、これらを行う場所や物の状況等に応じ、滞納者等のプライバシーの保護に十分配慮して適切に実施すること。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

18 税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にあるが、信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、22の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の積極的な活用による専門的知識・ノウハウ

ウの習得をはじめ、自治大学校の税務専門課程の活用等による研修機会の積極的な確保や適切な人事行政を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められること。

また、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

- 19 税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- 20 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。
- 21 所有者不明土地対策等に資するため、各個別法に基づく関係部局からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知するとともに、これらの通知については「令和7年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（令和7年1月22日付け事務連絡）第二（21）①から⑨に列挙しているところであり、各地方団体においては、これらを参照の上、引き続き適切に対応いただきたいこと。
- 22 総務省では、地方団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、地方公共団体金融機構との共同事業として、地方団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を実施している。

令和7年7月から、当該事業の支援分野に「地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）」を追加することを予定している。当該事業は、税務行政に知見を有するアドバイザーから助言や情報提供を得ることで、信頼性の高い税務行政の実現に資するものであり、アドバイザーの派遣経費は地方公共団体金融機構が負担するため、地方団体の予算措置を要しないものである。各地方団体におかれては、当該事業を積極的に活用いただきたいこと。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

- 「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）
- 「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
- 「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
- 「旧法」：地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）による改正前の地方税法
- 「旧令」：地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）による改正前の地方税法施行令
- 「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）による改正前の地方税法施行規則
- 「令和6年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
- 「交付金令」：国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和31年政令第107号）